

平成 30 年度予算概算要求に係る政策アセスメント

1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、新規に導入しようとする施策等のうち、社会的影響の大きいもの等を対象として評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を説明するものである。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策を厳選する。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成 26 年 3 月 28 日策定）に基づき、平成 30 年度予算概算要求にあたって、予算概算要求等に係る別添 1 の 10 の施策について評価を実施した。施策の一覧は別添 1、個別の評価結果は別添 2 のとおりである。

政策アセスメント 施策一覧(平成30年度予算概算要求関係)

| No | 施策名 | 頁 |
|----|--|----|
| 1 | 住宅団地ストック活用事業の創設 | 1 |
| 2 | 気象レーダー観測の強化 | 3 |
| 3 | AI,IoT等の異分野最先端科学技術を活用した水災害の減災・防災技術の研究開発の推進 (総合流域防災対策事業調査費の創設) | 5 |
| 4 | LNGバンカリング拠点の形成促進 | 7 |
| 5 | 宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業 | 10 |
| 6 | 最先端観光コンテンツインキュベーター事業 | 13 |
| 7 | 広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業 | 16 |
| 8 | 地域観光資源の多言語解説整備支援事業 | 20 |
| 9 | AI・ロボット等革新的技術のインフラ分野への導入 | 23 |
| 10 | ICTを活用した地籍調査の効率化 | 25 |

【No. 1】

政策アセスメント評価書（個票）

| | | | |
|--|--|-----------|------------------------------------|
| 施策等 | 住宅団地ストック活用事業の創設 | 担当 課長名 | 住宅局 市街地建築 課市街地住宅整備室 室長 呉 祐一郎 |
| 施策等の概要・目的 政策目標・ 施策目標 業績指標（目標値 ・目標年度） 検証指標（目標値 ・目標年度） | <p>良好な居住環境を有するものの一斉入居による急激な高齢化等の影響により空き家の大量発生等の課題に直面する住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、既存ストックを活用して、地方公共団体、民間事業者等から構成される協議会が行う居住環境の確保・再生を図る取組に対して支援を行う。（予算関係） 【予算要求額：3,000百万円】</p> <p>I 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>検討中</p> <p>検討中</p> | | |
| 施策等の必要性 | <p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>高度経済成長期に計画的に形成された住宅団地は、インフラも整備され豊かな自然環境を有する等良好な居住環境を有するものの、同一時期に同世代が居住を開始したことによる急激な少子高齢化の進行が顕著である。</p> <p>具体的には、①急増する高齢者の生活が困難、②住宅の空家・空地化の急激な増加、③買い物やバス路線等の生活利便環境の維持が困難、④コミュニティ活動の衰退、といった課題が顕在化している。</p> <p>ii 原因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一時期に同世代が入居を開始し、住宅の住み替え等が行われる頻度が低かったことにより、急激な高齢化、また空き家が大量に発生するなどの問題が存在。 ・インフラ老朽化等により、良好な居住環境を有する住宅団地の環境悪化、バリアフリー化未対応といった社会ニーズとの不一致等などの問題が存在。 ・これまで、住宅団地再生については、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅団地における複合的再生に係る取組への支援を行うとともに、民間住宅団地においても高齢者等生活支援施設の整備等、既存住宅流通活性化及び空き家の除却・活用促進などを行う民間事業者の取組を個別的に支援してきたところ。このように、これまでの取組は政策課題に応じた個別的な支援にとどまっており、地方公共団体、民間事業者、住民、NPO等の多様な主体による、面的な規模での住宅団地の再生に係る総合的取組を支援する施策はない。 <p>iii 課題の特定</p> <p>機能的に均質化、陳腐化した住宅団地について、地方公共団体、民間事業者、住民等が協力し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化した居住者が住み続けたい限り健康に住み続けられること ・高齢者が次の段階の住宅へ住み替えた後の住宅に、若年子育て世帯が円滑に住み | | |

| | |
|------------|---|
| | <p>替えることが出来ること を実現するための施策が必要。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>住宅団地について、既存のインフラや住宅ストックを活用し、高齢者支援施設・子育て支援施設・生活利便施設の整備、インフラの改善整備、既存住宅の改修や団地再生に係る協議会の活動支援等を行うことにより、持続的なまちの形成を促進する住宅団地ストック活用事業を創設する。</p> |
| 国の関与 | <p>良好な住環境をもつ住宅団地ストックの維持・活用を図るべき住宅団地は全国の都市近郊に存在しており、国が必要な予算措置等により支援を行う必要がある。</p> |
| 施策等の効率性 | <p>住宅団地ストック活用事業は、良好な居住環境をもつ住宅団地を利活用して、良好な居住環境の確保・再生を図る取組みであり、新規整備と比べて高い効率性がある。</p> |
| 代替案との比較 | <p>代替案：新規の住宅市街地等整備</p> <p>今後、人口減少が進行する中で、新たな住宅地開発を行うことは、効率性が低く、既にあるストックの有効活用を積極的に進める必要がある。</p> <p>このため計画的に形成され、インフラも十分整備された良好な居住環境を有する住宅団地に限定して、再生等を図る取組は高い効率性がある。</p> |
| 施策等の有効性 | <p>高度経済成長期を中心に開発された住宅団地は、高齢化、インフラ老朽化等が進行しており、これら良好な居住環境の確保・再生を図ることは、空き家の増加を抑制し、急激な高齢化に対して長く住み続けられる居住環境を確保することで効果がある。</p> |
| 参考URL | <p>住宅団地再生連絡会議</p> <p>http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000067.html</p> |
| その他特記すべき事項 | <p>(閣議決定による位置づけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日 閣議決定） <p>目標8 住宅地の魅力の維持・向上</p> <p>(基本的な施策)</p> <p>(2) 住宅団地の再生促進と、その機会をとらえた高齢者世帯・子育て世帯等の支援に資する施設等の地域の拠点の形成による地域コミュニティと利便性の向上を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未来投資戦略2017（平成29年6月9日 閣議決定） <p>I 8.(2)</p> <p>個々の住宅だけでなく、居住環境や地域コミュニティといった住宅地の魅力の維持・向上の観点からも、空き家の発生の抑制、適切な管理等を図るとともに、市場での流通活性化や既存ストックの有効活用を促進する。</p> <p>(事後評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成32年度政策チェックアップ（平成33年度実施）により事後評価を実施する。（検討中） |

政策アセスメント評価書（個票）

| | | | |
|----------------------------|--|-------------------|-------------------------------------|
| <p>施策等</p> | <p>気象レーダー観測の強化</p> | <p>担当 課長名</p> | <p>気象庁 観測部 計画課 課長 木俣 昌久</p> |
| <p>施策等の概要・目的</p> | <p>本施策の実施により、局地的大雨等の実況監視能力の強化、予測精度の向上を図り、注・警報や防災気象情報発表のさらなる適時的確化に貢献する。（予算関係） 【予算要求額：382百万円】</p> | | |
| <p>政策目標・ 施策目標</p> | <p>4 水害等災害による被害の軽減 10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する</p> | | |
| <p>業績指標（目標値 ・目標年度）</p> | <p>—</p> | | |
| <p>検証指標（目標値 ・目標年度）</p> | <p>検討中</p> | | |
| <p>施策等の必要性</p> | <p>i 目標と現状のギャップ 現行の気象レーダーは積乱雲及びこれに伴いもたらされる局地的な大雨の実況監視能力が不十分であり、短時間予測の精度向上に必要な降水域の移動や発達・衰弱を正確に把握できない。</p> <p>ii 原因の分析 現行の気象レーダーは雨粒からの電波の反射の強さにより降水強度を推定しているため、電波の経路上に強い降水がある場合、電波が減衰してしまい実際の降水よりも弱く観測される。</p> <p>iii 課題の特定 降水域の移動や発達・衰弱を正確に把握するためには、現行の気象レーダーの観測手法でなく、二重偏波気象レーダーによる偏波情報を利用した観測手法を導入する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容 現行の気象レーダーを二重偏波気象レーダーへ更新整備し、雨粒の大きさに基づく高精度な降水強度の算出や、雨粒やひょう、あられなど降水粒子の特徴・種類の識別を実現するとともに、高速スキャンにより降水の変化を的確に捕捉する。同時に、気象レーダー観測処理システムを更新し、二重偏波レーダー導入により増大するデータを適切に集約・処理・配信できる機能を付加する。 これらにより、局地的な大雨の実況監視能力が高まり、降水域の発達・衰弱をより正確に把握する。</p> | | |

| | |
|-------------------|---|
| <p>国の関与</p> | <p>気象レーダーによる観測データは、大雨や洪水等の気象警報の発表や降水の予測等に不可欠であり、気象災害の軽減や国民の安全・安心のためには行政が責任を持って情報を提供する必要がある。</p> |
| <p>施策等の効率性</p> | <p>二重偏波気象レーダーから得られるデータの利用技術が確立され、従来に比べ精度が高い降水強度や、従来得られなかった降水粒子の特徴などの各種データを周囲数百キロの広範囲にわたり即時的に得られる点で、価値が非常に高い。この施策により、局地的大雨などの実況監視能力の向上、積乱雲の盛衰予測等による短時間予測の高精度化、正確な雨量の把握による予測精度の向上が可能となるため、注・警報や防災気象情報発表のさらなる適時的確化につながり、費用を上回る大きな効果が期待される。</p> |
| <p>代替案との比較</p> | <p>なし</p> |
| <p>施策等の有効性</p> | <p>二重偏波気象レーダーの導入により、局地的大雨などの実況監視能力の向上、積乱雲の盛衰状況の推定が可能になる。これらの観測データを活用したナウキャスト技術の高度化により短時間予測等の精度向上につながる。これらにより、施策目標「自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する」の達成に寄与する。</p> |
| <p>参考URL</p> | <p>なし</p> |
| <p>その他特記すべき事項</p> | <p>「新たなステージ」に対応した防災気象情報と観測・予測技術のあり方（交通政策審議会気象分科会提言平成27年7月29日）</p> <p>【観測・予測技術向上のための取組の方向性】</p> <p>○ 概ね10年程度先を見据えつつ、気象庁は次の方向性をもって観測・予測技術の向上に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積乱雲に関連するものとして、「ひまわり8号」の利用技術の開発、新しい気象レーダーの導入とその利用技術の開発及びこれらを活用したナウキャスト技術の高度化 <p>平成34年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p> |

政策アセスメント評価書（個票）

| | | | |
|----------------------------|--|-------------------|---------------------------------------|
| <p>施策等</p> | <p>AI,IoT等の異分野最先端科学技術を活用した水災害の減災・防災技術の研究開発の推進 (総合流域防災対策事業調査費の創設)</p> | <p>担当 課長名</p> | <p>水管理・国土保全局 河川計画課長 岡村 次郎</p> |
| <p>施策等の概要・目的</p> | <p>AI,IoT等の異分野最先端科学技術を活用した水災害の減災・防災技術の研究開発を、速やかな社会実装を見据え推進するための調査費を創設する。(予算関係) 【予算要求額：159.3百万円】</p> | | |
| <p>政策目標・ 施策目標</p> | <p>4 水害等災害による被害の軽減 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> | | |
| <p>業績指標（目標値 ・目標年度）</p> | <p>-</p> | | |
| <p>検証指標（目標値 ・目標年度）</p> | <p>検討中</p> | | |
| <p>施策等の必要性</p> | <p>i 目標と現状のギャップ 近年、気候変動の影響による災害外力の変化により、水害の頻発化・激甚化が顕著となっているが、ベテラン職員の退職や公務員の人員削減等による水災害対策にかかる人員不足、技術力の低下が懸念されているため、水災害の減災・防災技術の高度化・効率化を図る必要がある。水災害の減災・防災技術の高度化・効率化を図る上では、すでに産業や生活の様々な場面に使われ、生産性の向上に資する最先端科学技術の導入が有効であるが、両者の技術的交流は未だ限定的。</p> <p>ii 原因の分析 これまで減災・防災技術分野における行政的ニーズと最先端科学技術分野における技術的シーズのマッチングを促進させるために必要な予算等の制度的枠組みの整備が十分でなかった。</p> <p>iii 課題の特定 水災害における減災・防災分野における人員不足や技術力低下を補うため、最先端科学技術を導入した高度化・効率化を図ることがきわめて有用であり、それら技術の積極的な減災・防災技術分野への適用を促進させるために必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容 これら課題を解決するため、AI,IoT等の異分野最先端科学技術を活用した水災害の減災・防災技術の研究開発を当該調査費で主導し、併せて確立された技術について速やかな社会実装を実現することにより、早期の課題解決を図る。</p> | | |
| <p>国の関与</p> | <p>水災害における減災・防災技術分野は、住民生活や社会活動を守る公的役割が強く、行政の関与が不可欠であるとともに、人員不足・技術力低下は国及び全国の地方公共団体で懸念されている事項であるため、国として課題解決への取組が必要とされている。</p> | | |

| | |
|-------------------|---|
| <p>施策等の効率性</p> | <p>当該施策がなく水災害における減災・防災技術の高度化・効率化が図られなかった場合、頻発化・激甚化する災害対応が困難となり、水災害による被害の拡大を引き起こす恐れがある。当該調査に係る費用がかかるものの、拡大した水災害の被害による人命損失や企業活動等の停止による経済的損失等の社会的損失を考慮すると十分に正当化できる。</p> |
| <p>代替案との比較</p> | <p>なし</p> |
| <p>施策等の有効性</p> | <p>本施策の実施により、水災害の減災・防災技術の高度化・効率化に資する研究開発の促進、開発された技術の早期の現場実装が可能となる。</p> |
| <p>参考URL</p> | <p>—</p> |
| <p>その他特記すべき事項</p> | <p>第4次科学技術基本計画 第3章(2) ①自然災害への対応</p> <p>災害に負けないインフラを構築する技術、災害を予測・察知してその正体を知る技術、発災時に被害を最小限に抑えるために、早期に被害状況を把握し、国民の安全な避難行動に資する技術や迅速な復旧を可能とする技術などの研究開発を推進し、さらにはこれらを組み合わせて連動させ、リスクの効率的な低減を図るとともに、災害情報をリアルタイムで共有し、利活用する仕組みの構築を推進する。</p> <p>第4期国土交通省技術基本計画 第3章1-1 (2) 激甚化する気象災害に対するリスクの低減 【水害、土砂災害対策】</p> <p>施設の能力を上回る降雨等に対しては、気象、河川、下水道、まちづくり等の機関が協働して、ハード・ソフト一体となった総合的な水害、土砂災害対策を推進する。このため、全球数値予報モデルやデータ同化技術の高度化等による台風・集中豪雨の予測精度の向上、河川水位予測、高潮浸水予測、土砂災害予測等の高度化、高潮リスク情報の把握手法の高度化、国民に対するICT技術等を活用した直接的な情報提供等に関する技術開発を進める。</p> <p>比較的発生頻度の高い降雨等に対しては、堤防、洪水調節施設、下水道、道路等の既存施設の機能向上を図ることで、施設によって防御することが求められているところである。このため、堤防の設計や管理において浸透や侵食に対する安全性の確保・向上、道路ネットワーク機能とリスク管理の観点を取り込んだ盛土・切土・自然斜面対策工等の維持管理手法等の技術開発等を進める。</p> <p>平成34年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p> |

政策アセスメント評価書（個票）

| | | | |
|----------------------------|--|-------------------|--|
| <p>施策等</p> | <p>LNGバンカリング拠点の形成促進</p> | <p>担当 課長名</p> | <p>港湾局計画課 課長 堀田治 港湾局港湾経済課 課長 江原一太郎</p> |
| <p>施策等の概要・目的</p> | <p>LNGバンカリング拠点として必要となる施設整備に対する支援を行い、我が国におけるLNGバンカリング拠点の形成、港湾の国際競争力の強化を図る。（予算関係） ※LNGバンカリング：船舶へLNG（液化天然ガス）燃料を供給すること 【予算要求額：港湾整備事業269,673百万円の内数】</p> | | |
| <p>政策目標・ 施策目標</p> | <p>6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、 安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> | | |
| <p>業績指標（目標値 ・目標年度）</p> | <p>—</p> | | |
| <p>検証指標（目標値 ・目標年度）</p> | <p>国内におけるLNGバンカリング船稼働数（1隻以上、平成34年度）</p> | | |
| <p>施策等の必要性</p> | <p>i 目標と現状のギャップ 2020年より船舶の排出ガスに対する国際的な環境規制が強化されるため、環境負荷の小さいLNG（液化天然ガス）を燃料とする船舶の増大が見込まれている。LNG燃料船に対応するため、我が国を含む関係各国では、国際的なLNGバンカリング拠点とネットワークの構築に向けた検討が進められており、これらの動向に的確に対応し、我が国港湾の国際競争力を強化する観点から、LNGバンカリング拠点の形成促進を図る必要がある。</p> <p>LNGバンカリング拠点として必要となる施設の整備には一定程度の期間を要するため、早急に整備に着手する必要があるが、現状では施設の整備が十分に進捗していない。</p> <p>ii 原因の分析 今後、LNGを燃料とする船舶の増大が見込まれるものの、LNG燃料船が一定のシェアを確保するまでの間においては、LNGの需要が十分に確保されない事態が生じることとも想定され、リスクが高いことから、民間事業者によるLNGバンカリング拠点に必要な施設整備が進まない。</p> <p>iii 課題の特定 LNGバンカリング拠点として必要となる施設整備を促進するためには、国が支援して民間事業者のリスク低減を図る必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容 LNGバンカリング拠点の形成に必要な港湾役務提供用移動施設及び当該施設に</p> | | |

| | |
|------------|---|
| | LNGを供給するための施設整備を行う民間事業者等に対する補助制度を創設する。 |
| 国の関与 | 我が国港湾の国際競争力の強化を図るため、LNGバンカリング拠点の形成に対して国が関与する必要がある。 |
| 施策等の効率性 | 本施策の支援によって、民間事業者等によるLNGバンカリング拠点に必要となる施設の整備が進められることとなり、我が国におけるLNGバンカリング拠点の形成、我が国港湾の国際競争力の強化につながる。 |
| 代替案との比較 | LNGバンカリング拠点として必要となる施設の整備について、事業費の全額を民間事業者等の負担とした場合、LNGの需要が十分に確保されない段階においては、リスクが高いことから、事業実施が困難であり、LNGバンカリング拠点の形成に支障となる恐れがある。 |
| 施策等の有効性 | 本施策の実施により、LNGバンカリング拠点の形成が促進され、我が国港湾の国際競争力の向上に資することから、施策目標19「海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する」の達成に寄与する。 |
| 参考URL | なし |
| その他特記すべき事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 (4) 地域の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域活性化に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> 海事クラスターの活性化、産業を支える港湾の強化、LNGバンカリング拠点形成等を通じ、地域経済を押し上げる。 ・ 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> I Society 5.0に向けた戦略分野 4. インフラの生産性と都市の競争力の向上等 <ul style="list-style-type: none"> ii) 生産性向上による産業インフラの機能強化等 <ul style="list-style-type: none"> 2020年の船舶排出ガス規制強化に対応しつつ、荷役と同時に燃料供給を行い運航効率化を図るため、来年度までに世界最先端の我が国LNG燃料供給技術の国際標準化を目指す。 ・ 総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）（平成29年7月28日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> 4. 災害等のリスク・地球環境問題に対応するサステイナブルな物流の構築（＝備える） <ul style="list-style-type: none"> (2) 地球環境問題に備える <ul style="list-style-type: none"> ② 輸送モードの省エネ化・低公害化 <ul style="list-style-type: none"> (ウ) 船舶からの排出ガスに関するSO_x規制 <ul style="list-style-type: none"> 2020年から強化される船舶燃料の硫黄分濃度規制について、NO_xやCO₂削減にも有効な代替燃料であるLNG燃料の供給に関し、世界最大のLNG輸入国という強みをいかし、我が国港湾においてLNGバンカリング拠点の整備を進めるとともに、LNG燃料船の普及に向けた取組を実施する。 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・平成34年度に事後検証シートにより事後検証を実施。 |
|--|--|

政策アセスメント評価書（個票）

| | | | |
|----------------------------|---|-------------------|-------------------------------------|
| <p>施策等</p> | <p>宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業</p> | <p>担当 課長名</p> | <p>観光庁 観光人材政策室 参事官 田村寿浩</p> |
| <p>施策等の概要・目的</p> | <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）とりまとめにおいて、「平成32年に訪日外国人旅行者数を4,000万人、訪日外国人旅行消費額を8兆円」とし、「平成42年にそれぞれを6,000万人、15兆円」とすること等を目標として定めている。その目標実現のために、宿泊業の競争力強化や地域活性化を図り、地方部への訪問を増大させ、観光需要の効果を地域にも波及させる。（予算関係） 【予算要求額：200百万円】</p> | | |
| <p>政策目標・ 施策目標</p> | <p>6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 20 観光立国を推進する</p> | | |
| <p>業績指標（目標 値・目標年度）</p> | <p>79 訪日外国人旅行者数（4,000万人・平成32年） 80 訪日外国人旅行消費額（8兆円・平成32年） 81 地方部での外国人延べ宿泊者数（7,000万人泊・平成32年） 82 外国人リピーター数（2,400万人・平成32年） 83 日本人国内旅行消費額（21兆円・平成32年）</p> | | |
| <p>検証指標（目標 値・目標年度）</p> | <p>—</p> | | |
| <p>施策等の必要性</p> | <p>i 目標と現状のギャップ 平成28年の訪日外国人旅行者数は2,404万人、訪日外国人旅行消費額は3兆7,476億円となり、過去5年と比較し、訪日外国人旅行者数は3倍近く増加、訪日外国人旅行消費額は約3.5倍の伸びを示し、観光は我が国の経済を支える産業へと成長しつつある。一方、客室稼働率については、三大都市圏が61.3%、地方部が38.7%となっており、訪日外国人の宿泊先は大都市に偏在し、観光需要の効果は地方部へ十分に行き届いていない。</p> <p>ii 原因の分析 訪日外国人旅行者を地方部へ誘客するためには、各宿泊施設が顧客の多様なニーズに対応できる環境を整えることが重要である。しかし、地方部の宿泊施設には、中小規模の親族経営が多く、経営手法に関するノウハウが不足していることから、多様化するニーズに対応した新たなサービスを提供するための余力が十分に確保できていない状況となっている。</p> <p>また、特に訪日外国人旅行者が宿泊施設を選択する際、情報量が不足していることから、宿泊施設の提供するサービスと顧客のニーズがマッチしていないという課題も存在する。</p> <p>これらを踏まえ、オペレーションの抜本的な見直しによる業務効率化やサービスの多様化、顧客目線での宿泊施設の情報提供の促進等により、顧客のニーズに対応していく必要がある。</p> | | |

| | |
|----------------|--|
| | <p>iii 課題の特定</p> <p>①宿泊施設の生産性向上推進事業</p> <p>【各宿泊施設の生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の自助努力を促した上で生産性向上を支援する必要がある。 <p>【宿泊施設等の連携による生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設間で食材等の共同購買を行うモデル事業を実施・検証し、地域の宿泊施設全体の生産性を向上させる必要がある。また、夕食や朝食を宿泊者が複数の宿泊施設や飲食店から自由に選択できる「泊食分離」を取り入れ、顧客の選択肢を増やすことで満足度を高めるだけでなく、地域内の連携を深めるためにモデル事業を実施し、検証する必要がある。 <p>②宿泊施設の情報開示促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の客観的な評価基準のあり方を調査検討し、特に訪日外国人旅行者目線による情報開示をモデル施設において行い、その効果を検証する必要がある。 <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>①宿泊施設の生産性向上推進事業</p> <p>【各宿泊施設の生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルによる経営診断、マルチタスク化、ICTの活用 ・経営者のスキルアップのためのワークショップ実施 <p>【宿泊施設等の連携による生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設や飲食店が連携することによる泊食分離の推進 ・消耗品や食材等の共同購買（共同プラットフォーム構築） <p>②宿泊施設の情報開示促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で実施されている宿泊施設に対する評価基準を調査し、外国人旅行者の必要とする情報について検討 ・ハード、ソフト両面について客観的な評価基準のあり方を検討 ・上記検討を踏まえて、モデル施設において情報開示を実施・効果検証 |
| <p>国の関与</p> | <p>我が国が観光先進国となっていくためには、観光産業が国際競争力を持った基幹産業となる必要があり、訪日外国人旅行者数を東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年4,000万人の目標達成に向けて受入体制を加速する必要がある、それに向かい政策的な支援を行うことが求められる。</p> |
| <p>施策等の効率性</p> | <p>国が宿泊施設を核とした地域の活性化を支援することにより、インバウンド需要による都市部の宿泊施設不足の解決策として、また地域経済への波及効果により地方創生に寄与するものとして、更に取り組み効果が迅速かつ全国的に展開されることから、費用を正当化するものである。</p> |
| <p>代替案との比較</p> | <p>各地域等の取組に委ねる案に比べ、国が本事業を行い、各地域の課題解決に向け一定の方向性を示し、ノウハウを提供することで、各地域で一体となり事業を進めることが可能となる。また、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年に訪日外国人旅行者数4,000万人という目標達成に向けて受入体制を加速する必要があることから、本施策により得られた優良事例を全国に横展開することで、一体的かつ面的な相乗効果を生むことが期待される。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| <p>施策等の有効性</p> | <p>本事業により、宿泊施設を核とした地域の活性化が促進され、訪日外国人旅行者数やリピーター数の増加及びそれに伴う旅行消費額や地方部での外国人延べ宿泊者数の増加（業績指標79～83）の達成が期待できることから、施策目標である「観光立国を推進する」に寄与する。</p> |
| <p>参考URL</p> | <p>なし</p> |
| <p>その他特記すべき事項</p> | <p>○関連する閣議決定、施政方針演説等における位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定） 視点2 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に「ICT化や自動化、業務運営体制の見直し（マルチタスク化、泊食分離、所有と経営の分離等）、意欲ある事業者の取組の支援」 ・「観光ビジョン実現プログラム2017」（平成29年5月30日観光立国推進閣僚会議決定） 視点2 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に「ICTの活用や地域の宿泊施設の連携、泊食分離の促進等による宿泊産業のビジネスモデルの変換の促進等、宿泊施設の生産性向上の支援策を検討する」 ・「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定） 「ICT化や自動化、業務運営体制の見直し（マルチタスク化、泊食分離、所有と経営の分離等）、意欲ある事業者の取組の支援を進め、宿泊業の生産性を高める」 ・「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定） 第2Ⅲ3（2）i）②ア） 「ICTの活用、宿泊施設間の連携等による生産性向上のほか、宿泊産業のビジネスモデルの変換の促進に取り組む」 ・「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定） 「”人材への投資による生産性向上”を実現するため、働き方改革を推進するとともに、投資やイノベーションの促進を図る。持続的な経済成長を実現するため、消費の活性化を図る。地方創生、中小企業支援を進め、安全で安心な暮らしと経済社会の基盤を確保する。」 <p>○政策チェックアップ（平成33年度実施）により事後評価を実施。</p> |

政策アセスメント評価書（個票）

| 施策等 | 最先端観光コンテンツインキュベーター事業 | 担当 課長名 | 観光庁観光資源課 課長 蔵持 京治 |
|--------------------|--|-----------|----------------------|
| 施策等の概要・目的 | <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げられた、平成32年の訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円等の実現に向けて、「モノ消費」から「コト消費」への消費動向の変化を踏まえ、訪日観光における新たな観光コンテンツの拡充と支援のため、訪日外国人旅行者の潜在的なニーズを把握し、各国・各層のニーズに対応した、消費機会の拡大が期待できる最先端観光コンテンツを選定・育成する。（予算関係） 【予算要求額：120百万円】</p> | | |
| 政策目標・ 施策目標 | <p>VI 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 20 観光立国を推進する</p> | | |
| 業績指標（目標 値・目標年度） | <p>79 訪日外国人旅行者数（4,000万人・平成32年） 80 訪日外国人旅行消費額（8兆円・平成32年） 81 地方部での外国人延べ宿泊者数（7,000万人泊・平成32年） 82 外国人リピーター数（2,400万人・平成32年）</p> | | |
| 検証指標（目標 値・目標年度） | <p>—</p> | | |
| 施策等の必要性 | <p>i 目標と現状のギャップ 平成28年の訪日外国人旅行者数は2,404万人、訪日外国人旅行消費額は3兆7,476億円であり、訪日外国人の1人当たり旅行支出は約15万円であった。 これに対して、「明日の日本を支える観光ビジョン」においては、平成32年に訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円等の目標を掲げ、訪日外国人の1人当たり消費単価を20万円と想定しており、今後、観光ビジョンに掲げた目標の達成に向けては、1人あたり旅行支出をさらに向上させていく必要がある。</p> <p>ii 原因の分析 近年、訪日外国人旅行者数は増加しているものの、訪日外国人の1人当たり旅行支出は、約15万円と横ばいに推移している。また、その内訳を見ると、娯楽サービス費の割合は約3%となっており、フランスの約7%（OECD Tourism Trends and Policies 2016、JETRO パリスタイルより）など他の観光先進国に比べて小さくなっている。この要因として、娯楽サービスを支える既存の観光コンテンツが必ずしも外国人旅行者向けに整備されておらず、外国人にとって魅力的なものとなっていないことが挙げられる。 また、「モノ消費」から「コト消費」への消費動向の変化や旅行者のニーズの多様化等、近年の我が国観光を巡る情勢は大きく変化しており、今後拡大が予測される国際観光マーケットにおいて、我が国が世界各国・地域との熾烈な競争に勝ち抜くためには、日本全国各地に眠る資源を掘り起こし、磨きあげ、魅力あふれる観光コンテンツへと育成し、訪日外国人にとって真に「楽しい国 日本」にしていくことが求めら</p> | | |

| | |
|---------|---|
| | <p>れる。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>既存の観光コンテンツや現在観光分野において十分活用されていないものに対し、最先端技術を活用し、訪日外国人に全く新しい日本の魅力を発信することや、主に日本人向けに楽しまれている潜在的な観光コンテンツ・夜間の観光コンテンツを外国人旅行者向けに整備することで、訪日外国人にとって新鮮で魅力的な最先端コンテンツへと育成することが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの潜在的なニーズを把握するため、諸外国ニーズマーケティング調査により国別・年齢層別に把握・分析を行う。 ・有識者会議を設置し、外国人旅行者向けのコンテンツを選定し、コンテンツを整備するための課題抽出・解決方法を検討調査するとともに、調査の結果等を関係業界・団体と共有し、コンテンツを外国人旅行者向けに整備するためのガイドラインを作成する。 ・将来的には、 <ol style="list-style-type: none"> ① コンテンツの外国人向け紹介動画や事業者向けマニュアルの作成・配布等の情報発信、魅力発信 ② 情報発信、魅力発信に係る発信主体の検討・育成、 ③ 訪日外国人が訪日観光を楽しむ上で、多様な選択肢を提示するための訪日外国人受入可能店舗のリスト化 <p>等を行う。</p> |
| 国の関与 | <p>平成32年の訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円の実現に向けて、訪日観光における新たな観光コンテンツを発掘し、全国的に展開させるためには、国として消費機会の拡大が期待できる潜在的な最先端観光コンテンツを選定・育成することが効果的である。</p> |
| 施策等の効率性 | <p>平成32年の訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円等の実現に向けて、国が最先端観光コンテンツを選定・育成することにより、新たな観光コンテンツの拡充と支援を全国的に展開させることができ、外国人旅行者の満足度を向上させることができる。また、全国的に展開することにより、地域等で独自に取り組むより効果的かつ効率的であり、費用を正当化するものである。</p> |
| 代替案との比較 | <p>各地域等の取組に委ねる案に比べ、国が最先端観光コンテンツの選定・育成を進めることで、各地域等の特性を活かしつつ、全国的に新たな観光コンテンツの拡充と支援を展開することが可能となり、外国人旅行者の満足度向上や旅行消費額の増加など施策目標の達成に向け、躍進することができる。</p> |
| 施策等の有効性 | <p>本事業により、訪日外国人旅行者の満足度が向上し、訪日外国人旅行者数やリピーター数の増加、及びそれに伴う旅行消費額や地方部での外国人延べ宿泊者数の増加（業績指標79から82の達成）が期待できることから、施策目標である「観光立国を推進する」に寄与する。</p> |

| | |
|------------|--|
| 参考URL | なし |
| その他特記すべき事項 | <p>○関連する閣議決定、施政方針演説等における位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「観光ビジョン実現プログラム2017」（平成29年5月30日観光立国推進閣僚会議決定） 視点1. 観光資源の魅力を極め、「地方創生」の礎に 新たな観光資源の開拓 「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向け、歴史、文化だけにとどまらない新たな観光資源開拓の取組を促進する。 従来、国内市場を対象に実施されてきた、伝統芸能、演劇、おまつり、コンサート、スポーツイベント等の参観型コンテンツや、サイクリング、スキー、ゴルフ、マラソンなどの参加型コンテンツについて、外国人のニーズを分析し、その分析を踏まえて、多言語化、外国人枠の設定、夜間開催など受入体制を整備するとともに、SNSも活用した情報発信を強化する。 ・「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定） 第2Ⅲ3.（2）i）①キ 新たな観光資源の開拓 「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向け、ナイトエンターテインメント、伝統芸能等の新しい外国人向けコンテンツの開発、演劇、スポーツイベント等の多言語化、外国人枠の設定、夜間開催等の受入体制整備を進めるとともに、これらのコンテンツのSNSも活用した情報発信強化のための官民検討会を立ち上げる。また、国立の美術館・博物館について、参加・体験型教育プログラムの充実、多言語化、開館時間の延長等を促進する。 ・「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定） 第2章 2.（6）② 戦略的な輸出・観光促進 観光を我が国の基幹産業へと成長させるため、ナイトエンターテインメント、伝統芸能等の外国人向けコンテンツの開発や受入体制の整備などによる新しい観光資源の開拓、国別戦略に基づくプロモーションの高度化、重要な国際学術会議などのMICE誘致、ビザの戦略的緩和と審査体制の整備等を推進する。 <p>○政策チェックアップ（平成33年度実施）により事後評価を実施。</p> |

政策アセスメント評価書（個票）

| | | | |
|----------------------------|---|-------------------|--|
| <p>施策等</p> | <p>広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業</p> | <p>担当 課長名</p> | <p>観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課長 畠中秀人</p> |
| <p>施策等の概要・目的</p> | <p>東京、大阪等の大都市に限らず各地域への訪日外国人旅行者をはじめとした観光客の周遊を促進するため、観光地域づくりの舵取り役であるDMO等が中心となり、地域の関係者が連携して行う取組を支援する。</p> <p style="text-align: right;">（予算関係）【予算要求額：2,088百万円】</p> | | |
| <p>政策目標・ 施策目標</p> | <p>6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 20 観光立国の推進</p> | | |
| <p>業績指標（目標 値・目標年度）</p> | <p>79 訪日外国人旅行者数（4,000万人・平成32年） 81 訪日外国人旅行者の地方部[※]での外国人延べ宿泊者数（7,000万人泊・平成32年） <small>※ 地方部とは、三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）以外の地域をいう。</small></p> | | |
| <p>検証指標（目標 値・目標年度）</p> | <p>—</p> | | |
| <p>施策等の必要性</p> | <p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定。以下「観光ビジョン」という。）及び観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、平成32年までに訪日外国人旅行者数を4,000万人、地方部での外国人延べ宿泊者数を7,000万人とする等の目標が掲げられた。当該目標を達成し、インバウンド増加の効果を全国津々浦々に届けるためには、地方部を訪れる訪日外国人旅行者を増加させることが重要である。</p> <p>しかし、現状、ゴールデンルートを中心とした地域に外国人延べ宿泊者数全体のおよそ61%が集中しており、上記目標達成に向けては、ゴールデンルート以外の地域への更なる誘客が不可欠である。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>ゴールデンルート以外の地域において、多くの観光地への訪問・滞在を促す観点から広域周遊観光を促進する必要があるとあり、現在「広域観光周遊ルート形成促進事業」により、複数都道府県を跨がって一連の観光地をネットワーク化した、長期滞在を強く動機づける広域観光周遊ルートを形成する取組を促進しているところである。しかしながら、観光ビジョン、基本計画及び未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）においても、広域観光周遊を促進することが重要であることを踏まえ、「広域観光周遊ルートの世界水準への改善」を図ることとされている。</p> <p>このため、今後、支援をさらに強化する必要があることから、従来の取組に加えて</p> | | |

| | |
|----------------|--|
| | <p>① 観光地経営の視点に立った責任ある組織主体が中心となり、PDCAサイクルをより徹底した上で、多様化する観光客のニーズを的確に捉えつつ多数の関係者を巻き込みながら各ルートの取組が実施される仕組みとすること</p> <p>② 「広域観光周遊ルート形成促進事業」と併せて、従来、広域周遊観光促進とは異なる目的を有する取組であった「観光地域ブランド確立支援事業」及び「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」について見直しを行い、地方ブロック単位の取組、複数市町村単位の取組及び単独市町村単位の取組を、訪日外国人旅行者の広域周遊観光を促す観点から相互に連携・調整を図った上で実施することにより、広域観光周遊ルート全体の魅力を向上させること</p> <p>が必要となる。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>各地域において、観光地域づくりの舵取り役であるDMOが中心となり、科学的アプローチに基づいたマーケティング等を行う事によりPDCAサイクルを強化し、地域の多様な関係者を巻き込みつつ取組が行われる必要がある。</p> <p>また、①広域連携DMOを中心とした、6、7日間の長期滞在型の旅行商品の造成及びPRなど広域観光ルートを確立する取組、②地域連携DMOを中心とした、2、3日間の旅行商品造成など地域滞在を促進する取組、③地域DMOを中心とした、近隣の観光地と連携した着地型旅行商品の造成など訪問を促進する取組について、相互に連携・調整を図って実施することにより、広域観光ルート全体の魅力を向上させる必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>広域連携DMO、地域連携DMO、地域DMO等がそれぞれの地域について事業計画を策定し、それらの計画の内容について連絡調整会議で連携・調整を確保した上で、計画に記載された事業（計画の策定・マーケティング、広域周遊観光促進のための環境整備、滞在コンテンツの充実、情報発信・プロモーション）を総合的に支援する。</p> |
| <p>国の関与</p> | <p>平成32年までの目標達成に向け、主に訪日外国人旅行者の広域的な周遊観光を促すためには、地方公共団体等の枠を超えた広範囲での連携が不可欠であり、国が誘導的な施策を通じてその連携を促進することが必要である。</p> |
| <p>施策等の効率性</p> | <p>観光地域づくりの舵取り役であるDMO等を中心とした、地域の関係者が連携して行う取組を支援することにより、事業のPDCAサイクルがより徹底された上で、地方ブロック単位の取組、複数市町村単位の取組及び単独市町村単位の取組相互の連携・調整が確保されることから、地方部における広域周遊観光がより促進されるため、費用を正当化するものである。</p> |
| <p>代替案との比較</p> | <p>代替案として、各地方公共団体が個々に掲げた計画に基づく観光地域づくりを国が支援する方法が考えられるが、観光地域づくりの舵取り役となるDMO等を支援対象とし、各地域間の取組の連携・調整を図る本施策を採用することで、多様化する観光客のニーズをよりの確に捉え、多様な関係者の巻き込みながら広域観光ルートの魅力向上を図ることで、広域周遊観光をより効果的に促進することができる。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| <p>施策等の有効性</p> | <p>ゴールデンルート以外の地域への訪日外国人旅行者の誘客を図るための地域の取組を支援することで、インバウンド増加の効果を地方部を含め全国に届けることが期待できることから、業績指標79「訪日外国人旅行者数」及び業績指標81「地方部での外国人延べ宿泊者数」の達成に寄与する。</p> |
| <p>参考URL</p> | <p>なし</p> |
| <p>その他特記すべき事項</p> | <p>○関連する閣議決定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「明日の日本を支える観光ビジョン」 (平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) 「観光ビジョン実現プログラム2017」 (平成29年5月30日 観光立国推進閣僚会議決定) <p>視点1. 「広域観光周遊ルートの世界水準への改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域観光周遊ルートに対して専門家を派遣し、地域で気づかれていなかった魅力・課題に対して助言を行い、訪日外国人の地方誘客を促進させる。 ・個人旅行者の需要・関心の多様化等を踏まえつつ、街道、社寺、酒蔵、エコロジー等のテーマ別観光に取り組む地域をテーマごとにネットワーク化し、共同プロモーション等の取組を通じた情報発信力強化による地方誘客促進を目指す。 ・観光振興を図ろうとする地域において、道路に係る様々なニーズや課題に対し、国、地方、民間等が連携した協議会等を活用し、道案内の充実など地域固有の魅力の更なる向上策を展開する。 景観まちづくり刷新支援事業等を活用し、景観まちづくり刷新モデル地区へ重点支援することで、景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図る。 ・観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通と連携し、ビッグデータを活用しながら既存の道路や駐車場の容量・空間を賢く使い、即効性のある渋滞対策を強化する。 ・JETROにおいて、地域産業を観光資源として捉え、体験・見学を通じて日本のものづくりに触れられる「広域産業観光事業」を実施することで、広域観光周遊ルートのモデルづくりを推進する。実施にあたり、JNTO、自治体、業界団体等とも連携し、海外から影響力のあるインフルエンサー、メディア、業界関係者等の招へい等を通じて、産業と観光のプロモーションを実施する。 <p>・「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日 閣議決定)</p> <p>第3、1.(一)①ウ</p> <p>外国人旅行者を地方へ誘客するための広域観光周遊ルートの形成を促進するため、地域の協議会等が行う具体的なモデルコースの策定や、地域の観光資源を生かした滞在コンテンツの充実等の取組を支援する。</p> <p>さらに、広域観光周遊ルートの一層の磨き上げを図るため、専門家を派遣し、これまで地域内部では気づかれていなかった魅力・課題の発見及び施策の提案等の助言を行うとともに、地域の関係者のスキル向上を支援し、地域の取組を促進する。また、訪日外国人旅行者の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握可能な訪日外国人流動データを整備することにより、戦略的なプロモーション</p> |

ン施策の企画立案・見直しに資する基礎データとしての活用を促進する。

- ・「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日 閣議決定）

第2Ⅲ3.（2）i）①ケ

- ・全国11の地域における広域観光周遊ルート形成計画について、それぞれにおけるモデルコースを中心に、滞在コンテンツの充実等の取組を支援するほか、地域の魅力や課題の発見、施策の提案を行うとともに、地域関係者の能力向上の支援を行う。

- ・街道、社寺、酒蔵、古民家、アニメ、サイクリング等のテーマ別観光に取り組む地域をネットワーク化し、情報発信強化による地方誘客を目指す。

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日 閣議決定）

第2章3.（2）②

2020年（平成32年）に訪日外国人旅行者数を4000万人、消費額を8兆円とし、日本人国内旅行消費額を21兆円とする目標の達成等により観光先進国を目指すこととし、政府一丸、官民を挙げて、推進体制を強化し、その早期実現に向けて取り組む。

このため、公的施設の魅力向上と更なる開放を進めるとともに、古民家等を活用したまちづくりを進める。また、国立公園、日本遺産をはじめとする文化財等の景観の優れた観光資源を保全・活用し、着地型旅行商品の造成促進、広域観光周遊ルートの形成促進、地方空港へのLCC⁴⁷等の就航促進、高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備、自転車利用環境の創出等により地方への誘客につなげる。また、観光地域づくりの舵取り役を担う法人（DMO）の形成、官民ファンドの活用による観光地の再生・活性化、宿泊業の生産性向上、観光経営人材育成等により観光産業の革新を図る。

大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないよう対応を検討の上、2018年度（平成30年度）から地域ごとに「キッズウィーク」を設定し、学校休業日の分散化、有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保の取組を官民一体として推進する

○政策チェックアップ（平成33年度実施）により事後評価を実施。

政策アセスメント評価書（個票）

| 施策等 | 地域観光資源の多言語解説整備支援事業 | 担当 課長名 | 観光庁観光資源課 課長 蔵持 京治 |
|--|---|-----------|----------------------|
| 施策等の概要・目的 政策目標・ 施策目標 業績指標（目標 値・目標年度） 検証指標（目標 値・目標年度） | <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げられた訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円等の実現に向けて、訪日外国人の観光資源の満足度を向上させ、滞在日数や消費額の増加につなげるため、魅力的で分かりやすい解説の充実・多言語化を図る必要があることから、専門人材やノウハウの提供を行う推進委員会を設立し、地域が行う解説整備を支援する。（予算関係）【予算要求額：140百万円】</p> | | |
| | <p>VI 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 20 観光立国を推進する</p> | | |
| | <p>79 訪日外国人旅行者数（4,000万人・平成32年） 80 訪日外国人旅行消費額（8兆円・平成32年） 81 地方部での外国人延べ宿泊者数（7,000万人泊・平成32年） 82 外国人リピーター数（2,400万人・平成32年）</p> | | |
| | <p>—</p> | | |
| 施策等の必要性 | <p>i 目標と現状のギャップ 平成28年の訪日外国人旅行者数は2,404万人、訪日外国人旅行消費額は3兆7,476億円であった。これに対して、「明日の日本を支える観光ビジョン」においては、平成32年に訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円等の目標を掲げている。 今後、訪日外国人旅行者数のさらなる拡大に向けては、訪日外国人旅行者の満足度を高め、リピーター数を増やし、ゴールデンルート以外の地域に送客することが重要であるが、現状では旅行者が日本各地に訪れた際、英語等による観光資源の解説が存在しなかったり、表記の内容が不十分で、一貫性のある解説文が整備されていないため、旅行者にとっては地域の魅力を全体として理解することが難しく、十分に伝えられていないという問題が生じている。</p> <p>ii 原因の分析 訪日外国人旅行者にとって分かりやすく、一貫性のある解説・多言語化を整備するためには、各地の観光資源に精通しており、専門的なノウハウを豊富に持ち合わせているネイティブ人材に解説文の作成やチェックを依頼することとなるが、そのような人材が圧倒的に不足しており、限られた専門人材の奪い合いの状況にある。また、現状では解説文を整備する主体が各観光資源の所有・管理者に委ねられているため、地域一体での整備や発信を行うのが困難である。</p> <p>iii 課題の特定 豊富な専門的知識を持ったネイティブ人材の確保は現在、地域や観光資源の所有者</p> | | |

| | |
|------------|--|
| | <p>の個別の努力に任されている。このため、国によるネイティブ人材のリスト化や地域への派遣が必要である。また、現在、個々の所有・管理者の責任に任されている解説整備を地域一体となって整備・発信するためには、所有者等と行政の関係者を巻き込んだ協議枠組が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>地域が行う多言語解説整備を支援、強化するために、多言語解説整備推進委員会を設立し、関係省庁の協力のもと作成を行う多言語解説を行う際の専門人材をリスト化し、各地域に設立する地域協議会に提供する。これにより多言語解説を行うネイティブ専門人材の確保、地域への派遣が容易になり、地域の観光資源の多言語解説の作成を促進していく。また、地域協議会においては、各観光資源の所有・管理者が一体となった多言語解説の整備、発信を促進していくとともに、整備事例の実績を推進委員会に報告をしてもらい、推進委員会に蓄積されるノウハウの他の地域協議会への横展開を図る。</p> |
| 国の関与 | <p>専門人材の数が圧倒的に少なく、地域独自の確保には相当な困難を伴うことから、国において人材の確保に努め、地域への派遣を行うことが適切である。また、各地域の事例を集めて発信することにより、特定の地域に限らず日本全国津々浦々に多言語化の整備を促進することができる。</p> |
| 施策等の効率性 | <p>地域が行う多言語解説整備を支援、強化することにより地域の観光資源の多言語化の質を向上させることができ、外国人旅行者の満足度を向上させることができる。また、全国展開されることにより、地域等で独自に取り組むよりも効果的かつ効率的に多言語解説整備を行うことができる。</p> |
| 代替案との比較 | <p>専門人材の確保については関係省庁、関係機関との協力のもと、リスト化等の作業を進めることにより、各地域の取組に委ねる案に比べ、専門人材の質量ともに確保が容易になる。また、地域でのノウハウや事例が蓄積し、広く公表されることにより、将来的には地域が独自に取り組むことも可能になる。</p> |
| 施策等の有効性 | <p>本事業により、訪日外国人旅行者の満足度が向上し、訪日外国人旅行者数やリピーター数の増加、及びそれに伴う旅行消費額や地方部での外国人延べ宿泊者数の増加（業績指標79から82の達成）が期待できることから、施策目標である「観光立国を推進する」に寄与する。</p> |
| 参考URL | なし |
| その他特記すべき事項 | <p>○関連する閣議決定、施政方針演説等における位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定） <p>視点1. 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用へ」 <p>2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1,000事業を展開し、集中的に支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「観光ビジョン実現プログラム2017」（平成29年5月30日観光立国推進閣僚会議決定） <p>視点1. 観光資源の魅力を極め、「地方創生」の礎に</p> <p>新たな観光資源の開拓</p> |

従来、国内市場を対象に実施されてきた、伝統芸能、演劇、おまつり、コンサート、スポーツイベント等の参観型コンテンツや、サイクリング、スキー、ゴルフ、マラソンなどの参加型コンテンツについて、外国人のニーズを分析し、その分析を踏まえて、多言語化、外国人枠の設定、夜間開催など受入体制を整備するとともに、SNSも活用した情報発信を強化する。そのため、関係省庁、関係団体、関係企業等の協力を得て検討会を立ち上げる。

・「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）

第3（二）② イ 文化財を中核とした観光拠点の整備

文化財の観光資源としての開花を図るため、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」に基づき施策を推進する。文化財を中核とする観光拠点を200拠点程度整備するため、文化財の適切な保存を基盤とし、文化財単体としての整備のみならず、地域の文化財を一体とした面的整備やわかりやすい多言語解説の整備等の取組を平成32年までに1,000事業程度実施し、日本遺産の認定や歴史文化基本構想の策定支援等の取組を加速する。

・「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）

第1 Ⅲ 地域経済好循環システムの構築 実現のために必要となる主要項目 地域の面的活性化、圏域全体への波及（主な取組）〈観光・スポーツ・文化芸術〉

赤坂・京都迎賓館や桂離宮を含め、魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放、2020年までに全国200地域での古民家等の再生・活用、8つの国立公園を中心とした国立公園のブランド化、伝統芸能やスポーツイベント等の多言語化や夜間開催など、観光資源の魅力を高める取組を推進する。

第2 Ⅲ 3.（2）i）① イ 文化財の観光資源としての開花

文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備やネイティブの専門人材を活用した多言語解説などの取組を1,000事業程度実施し、日本遺産をはじめ文化財を中核とする観光拠点を200拠点程度整備する。

第2 Ⅲ 3.（2）i）① キ 新たな観光資源の開拓

「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向け、ナイトエンターテインメント、伝統芸能等の新しい外国人向けコンテンツの開発、演劇、スポーツイベント等の多言語化、外国人枠の設定、夜間開催等の受入体制整備を進めるとともに、これらのコンテンツのSNSも活用した情報発信強化のための官民検討会を立ち上げる。また、国立の美術館・博物館について、参加・体験型教育プログラムの充実、多言語化、開館時間の延長等を促進する。

・「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）

第2章 2. 6）② 戦略的な輸出・観光促進

観光を我が国の基幹産業へと成長させるため、ナイトエンターテインメント、伝統芸能等の外国人向けコンテンツの開発や受入体制の整備などによる新しい観光資源の開拓、国別戦略に基づくプロモーションの高度化、重要な国際学術会議などのMICE誘致、ビザの戦略的緩和と審査体制の整備等を推進する。

○政策チェックアップ（平成33年度実施）により事後評価を実施。

政策アセスメント評価書（個票）

| | | | |
|----------------------------|--|-------------------|------------------------------------|
| <p>施策等</p> | <p>AI・ロボット等革新的技術の インフラ分野への導入</p> | <p>担当 課長名</p> | <p>総合政策局 公共事業企画調整課 課長 勢田昌功</p> |
| <p>施策等の概要・目的</p> | <p>建設現場の更なる生産性向上を目指し、「人の判断」の支援を可能とする人工知能（AI）・ロボット等の革新的技術のインフラ分野への導入を推進するため、まずインフラの管理に関するAI研究開発に必要な教師データの整備、教師データに研究者がアクセス出来る開発環境を整備するとともに、AIを評価する枠組みの構築、教師データを供するインフラ管理者・土木技術者・AI研究者等からなる開発支援を行う。 【予算要求額：129百万円】</p> | | |
| <p>政策目標・ 施策目標</p> | <p>IX 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する</p> | | |
| <p>業績指標（目標値 ・目標年度）</p> | <p>—</p> | | |
| <p>検証指標（目標値 ・目標年度）</p> | <p>検討中</p> | | |
| <p>施策等の必要性</p> | <p>i 目標と現状のギャップ インフラの建設・維持管理・災害対応の担い手不足への対応が喫緊の課題となっており、現在、ICTなどの新技術を活用するi-constructionを推進しているところである。今後、我が国が本格的な人口減少に突入する中で、更なる生産性の向上を目指し、「人の判断」の支援を可能とする人工知能（AI）・ロボット等の革新的技術のインフラ分野への導入が重要であるが、現状では、「人の作業」の支援にとどまっている。そのため、まずインフラの管理における人工知能（AI）・ロボット等の革新的技術の導入を図る。</p> <p>ii 原因の分析 AI開発者はAI研究開発に必要となるオーソライズされた教師データ（インフラ点検に供するロボット・センサー等で得られる膨大なデータと土木技術者による正しい判断結果の蓄積）を必要としているが、教師データが未整備であり、AI開発者等が教師データへアクセスできる環境（知的財産権の帰属やセキュリティー、膨大なデータを扱う物理的環境等）がない。また、インフラの管理において利用されるAI等は、高い信頼性が求められるが、その品質を評価する枠組みは構築されていない。</p> <p>iii 課題の特定 インフラ事業者である土木技術者と、AI開発者等が共に開発するAI開発環境の整備が主導者不在のため進んでいない。</p> <p>iv 施策等の具体的内容 インフラの管理において大きな役割を担う国自らが事務局となり、教師データを供</p> | | |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>するインフラ管理者・土木技術者・AI等研究者等からなる開発支援プラットフォームを創設し運営することで、質・量ともに充実した教師データの蓄積及び利用促進を実現し、ICT土工の自律化・無人化、AI・ロボットによるインフラ変状の検知等を実現する。</p> |
| <p>国の関与</p> | <p>国は、インフラの管理者として、膨大な教師データの提供者であるとともに、AI等の利用者であることから、国の関与が不可欠である。</p> |
| <p>施策等の効率性</p> | <p>人口減少に伴い建設業の労働者人口が大幅に減少することが想定されることから、当該施策を実施しない場合、人件費増大に伴う事業費の増大や人手不足により事業の入札不調等が起こりうる。</p> |
| <p>代替案との比較</p> | <p>本施策を民間AI事業者が行うことが代替案として考えられるが、開発されたAIの検証・評価および、技術基準類の策定は国が行うものであり代替しえない。</p> |
| <p>施策等の有効性</p> | <p>本施策等の実施により、インフラ点検・災害対応ロボットの開発が促進されることから、人口減少に伴うインフラの担い手不足解消に寄与する。</p> <p>これにより、AIによる支援が実現された工種数を平成33年度までに2種類を達成することが見込まれる。</p> |
| <p>参考URL</p> | <p>なし</p> |
| <p>その他特記すべき事項</p> | <p>○未来投資戦略2017（平成29年6月9日） インフラ管理者と連携し、ロボット・AI等の先進的技術の開発支援を進める</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日） ～人材への投資を通じた生産性向上～ 中長期的な成長を実現していくために、近年急激に起きているIoT、ビッグデータ、人工知能(AI)、ロボット、シェアリングエコノミー等の第四次産業革命の技術革新を、あらゆる産業や社会生活に取り入れる</p> <p>○人工知能技術戦略（平成29年3月31日） 産学官連携によるオープンイノベーションにより、研究開発プロジェクトを推進する。</p> <p>○平成34年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p> |

政策アセスメント評価書（個票）

| | | | |
|----------------------------|---|-------------------|--|
| <p>施策等</p> | <p>ICTを活用した地籍調査の効率化</p> | <p>担当 課長名</p> | <p>土地・建設産業局 地籍整備課 課長 野原 弘彦</p> |
| <p>施策等の概要・目的</p> | <p>地籍整備のためのプラットフォームやオープンデータサイトを構築し、土地境界に関する様々な測量データを国や地方公共団体、関係機関等で蓄積・共有・公開できる環境を整備するとともに、都市部の地籍調査で活用できる最新測量技術の検討及び技術開発を行い、地籍調査のより一層の効率化を推進する。 【概算要求額：128百万円】</p> | | |
| <p>政策目標・ 施策目標</p> | <p>9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 34 地籍の整備等の国土調査を推進する</p> | | |
| <p>業績指標（目標値 ・目標年度）</p> | <p>125 地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合 (57%：平成31年度)</p> | | |
| <p>検証指標（目標値 ・目標年度）</p> | <p>—</p> | | |
| <p>施策等の必要性</p> | <p>i 目標と現状のギャップ 現在、地籍整備は第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年閣議決定）に基づいて推進されているが、その中で掲げられた目標（国内の地籍調査実施面積の割合：平成31年度までに57%へ引き上げ）に対して、平成28年度末時点で52%と進捗が遅れている状況。特に都市部においては、平成28年度末時点で24%と進捗率が著しく低い。 地籍調査のさらなる推進のためには、都市部の地籍調査を実施する上での新たな方策及び効率化手法を早急に確立し、地籍調査事業に積極的に取り入れる必要がある。</p> <p>ii 原因の分析 都市部の地籍調査が遅れている原因として、都市部においては地価が高く権利意識が強く、権利関係も複雑であるため、土地所有者等による境界確認が難しく地籍調査が進捗しづらいことが挙げられる。また、地籍調査に要する経費についても、都市部以外と比較して高精度の測量や境界確認に多くの労力が必要となるなど割高になる傾向があり、作業量及び経費の面で広域の調査実施が困難。</p> <p>iii 課題の特定 近年ICTによる最新の測量技術が利用可能となっているが、地籍調査へは導入されていない。これら最新技術の導入を進め、都市部において効率的かつ高精度・広範囲の測量を行える新手法を確立することは急務である。 また、地籍調査以外に個々の民間による土地取引や都市開発に伴う測量等が行われているものの、その測量成果は地籍調査に生かされていないため、民間等の測量成果を積極的に地籍調査へ活用する手法を導入することにより、より効果的・効率的な地籍調査の実施が可能となる。</p> <p>iv 施策等の具体的内容 ○地籍整備プラットフォーム・オープンデータサイトの構築 個々の土地取引等で実施される地籍調査以外の測量成果等を蓄積・共有するためのシ</p> | | |

| | |
|------------|--|
| | <p>システムを構築する。</p> <p>○地籍調査以外の民間測量成果等を活用した効率的な地籍調査手法の確立</p> <p>地籍調査以外の民間測量成果等を有効に活用した効率的な地籍調査手法を確立するため、実証実験等を実施し、マニュアル等を整備する。</p> <p>○最新測量技術の活用</p> <p>ドローンや自動車走行によるモバイルマッピングシステム等の最新の測量技術を地籍調査で活用するために必要な実証実験及び技術開発を実施する。</p> |
| 国の関与 | <p>全国における地籍調査の標準的な手法等の検討及び導入にあたっては、国土調査法に基づき国が省令（作業規程準則）の改正等を行うこととなっている。</p> |
| 施策等の効率性 | <p>本施策を実施することにより、従来の地籍調査よりも調査・測量にかかる作業の簡便化・期間の短縮化が図られるとともに、地籍調査に要する経費の削減が見込まれるため、より広範囲での地籍調査の実施が推進される。</p> |
| 代替案との比較 | <p>代替案としては、民間測量成果等の活用にあたって、プラットフォーム等を構築することなく、地籍調査実施時に調査地区に既存する地籍調査以外の測量成果を市町村が独自に収集・活用することとし、その収集に係る作業経費を新たに地籍調査費負担金の対象とすることが考えられるが、この代替案では以下の点について十分な効率化が図られない。</p> <p>① 市町村が、地籍調査実施のその都度一から各調査地域における民間測量成果の探索・収集を行う必要があるとともに、実際に測量成果の探索・収集を行った結果、労力に見合った測量成果を確保できなかった場合、作業期間や作業経費の面から効率化とならない可能性がある。</p> <p>プラットフォーム等においてあらかじめ測量成果の蓄積があれば、より少ない労力で成果の探索・収集が可能となるとともに、地籍調査実施の計画段階において、成果の蓄積量の多い地域を事前に選別することができるため、より効率的な地籍調査を計画的に実施することが可能となる。</p> <p>② 個々の民間事業者等によって行われた測量の成果は、永続的に保管されるとは限らないため、地籍調査実施にあたり収集しようとした際、保管状況によっては破棄や棄損等によって取得できない可能性がある。</p> <p>一方、本施策によりプラットフォーム等を構築し、個々の事業完了時に得られた測量成果を速やかに登録・蓄積しておけば、民間事業者等による測量成果の保管状況にかかわらず、地籍調査に使用できる測量成果をより確実に収集することができる。</p> |
| 施策等の有効性 | <p>南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の今後発生しうる自然災害に対する事前防災対策等、地籍調査実施の重要性・緊急性が高まっている中で、特に都市部における地籍調査の進捗に資する本施策の有効性は非常に大きく、また、施策目標「125 地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合」の達成に寄与する。</p> |
| 参考URL | なし |
| その他特記すべき事項 | <p>○国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）</p> <p>第3章3.（2）④所有者を特定することが困難な土地や十分に活用されていない土地・空き家等の有効活用</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>○未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定） 第2 4.（2）iii）民間投資の喚起による都市の競争力の向上等</p> <p>○平成30年度政策チェックアップ（平成31年度実施）により事後評価を実施</p> |
|--|--|